

企業立地促進条例等改正案について

1 改正背景と趣旨

企業立地促進法の改正を受け、企業立地促進条例等を改正し、支援要件の見直し、対象業種の表記変更及び対象地域の表記変更と拡充を行い、企業誘致の継続・促進を図ります。

本市の企業立地促進条例（以下、『立地条例』）は、国及び大阪府と連携した制度設計であり、企業立地促進法（以下、『立地法』）に基づく『大阪北部産業集積形成基本計画』（以下、『基本計画』）の対象地域内において、対象となる事業所の新設又は拡張を行った事業者に対して奨励金を交付する制度です。

立地法は平成 29 年（2017 年）7 月 31 日に改正となり、新たに地域未来投資促進法（以下、『未来法』）が施行されました。制度連携している基本計画は平成 30 年（2018 年）3 月 31 日で計画期間が終了となるため、現制度で連携している 3 つの承認制度の活用 の撤廃と基本的に現制度の対象地域及び対象業種を引き継ぎ、新たに一部対象地域を拡充し、改めて本市が独自に対象地域及び対象業種の指定を行い、企業立地促進奨励金の活用促進を図ります。

2 改正の必要性

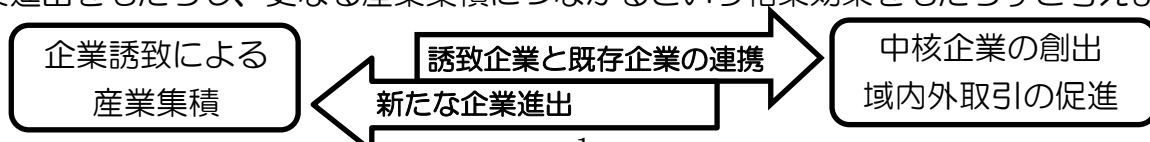
企業誘致を継続・促進していくために、制度連携している立地法の改正に対応した立地条例の改正が必要です。また、未来法と両立させることで相乗効果が期待できます。

立地条例は吹田市産業振興条例における産業施策の方針にある企業誘致を担う制度です。本市産業振興において重要な位置付けにある企業誘致を継続・促進するためには、立地法の改正に対応し、基本計画の期間終了に伴う承認制度の活用 の撤廃と対象地域及び対象業種の指定を行う改正が必要です。

立地条例と未来法は明確に目的が異なります。その関係性については、下表のとおりです。なお、どちらも吹田市商工業振興対策協議会において進捗管理を行います。

	立地条例	未来法
目的	市内外からの企業誘致により産業集積を図り、地域経済を活性化させる	地域特性を活かし、幅広い分野において市内に立地する既存企業の中で、中核となる企業を中心として域内外からの取引を通じて地域経済の好循環を創出する
計画期間	設定なし	平成 34 年度末日まで

立地条例と未来法の両立は、企業誘致による産業集積が誘致企業と既存企業との連携等を生み、地域経済の中核となる企業の創出と域内外の取引を促進させ、そのことが新たな企業進出をもたらし、更なる産業集積につながるという相乗効果をもたらしとします。



3 改正内容について

大きく分けて以下の3つの点について改正を行います。

支援内容については、現行の奨励金制度を継続し、改正を行いません。

(1) 支援要件

制度連携している3つの承認制度の活用を撤廃します。

現状はバイオ・ライフサイエンス関連産業又はイノベーション関連産業を対象に基本計画における「企業立地計画」、「事業高度化計画」、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」のいずれかの大阪府の承認を支援要件としていますが、それを撤廃します。

(2) 対象業種

対象業種は以下のとおりとします。

ア 製造業

イ 学術・開発研究機関

ウ 卸売業（本社）

基本計画に沿って本市の特色を加えて設定した対象業種を基本的には継承し、本市が独自に指定します。また、対象業種の表記を変更します。

(ア) 対象業種の表記の変更

日本標準産業分類における表記に変更します。

現行の対象業種の表記は、基本計画における表記に準拠した「バイオ・ライフサイエンス関連産業」、「イノベーション関連産業」と、「卸売業（本社）」です。

「バイオ・ライフサイエンス関連産業」及び「イノベーション関連産業」は「製造業」、「学術・開発研究機関」、「専門サービス業」であり、日本標準産業分類における表記の方が対象業種として明確に伝わるものと思われるため、変更します。

(イ) 現行対象業種の精査

「製造業」、「学術・開発研究機関」、「卸売業（本社）」を引き続き対象業種として「専門サービス業」を対象外とします。

a 製造業について

本市の製造業は市内産業中では上位の売上金額、付加価値額、労働生産性を有しており基幹産業のひとつに位置付けられます。また、食品関連の大規模生産工場や全国規模のシェアを誇る事業者が集積していること、雇用を生み出す産業であること等から、引き続き対象業種とします。

b 学術・開発研究機関について

本市には、優れた研究・開発を行う学術・開発研究機関が集積しています。これらの事業者の研究・開発の成果はイノベーションの創出につながることから引き続き対象業種とします。

c 卸売業（本社）について

本市において卸売業は、年間販売額が全国的に見て非常に高いことや事業所の集積がある等、本市の産業の強みであり基幹産業のひとつに位置付けられます。

また、『本社』を対象とすることで長期の市内定着が見込まれることから、引き続き対象業種とします。

d 専門サービス業について

専門サービス業は法律事務所、行政書士事務所等の主に士業の事業者が属する分類です。オフィスビル等に入居している事業者であり、建物の取得を伴う事業所の新設又は所有建物の拡張という支援要件に合致しないため対象外とします。

(3) 対象地域

対象地域は以下のとおりとし、現状の『吹田操車場跡地』の表記変更、『江坂をはじめとする吹田西部・南部地域』の表記変更、近隣商業地域を加える対象地域の拡充をします。

ア 国立循環器病研究センター地域

イ 大阪大学吹田キャンパス地域

ウ 北大阪健康医療都市地域

エ 吹田西部・南部地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

基本計画に沿って設定している対象地域を拡充し、本市が独自に指定します。

現状の対象地域である『吹田操車場跡地』は、『北大阪健康医療都市地域』に表記変更し、『江坂をはじめとする吹田西部・南部地域』は、『吹田西部・南部地域』に表記変更し、近隣商業地域を加え、対象地域を拡充します。

対象地域の拡充を行う理由は、当該地域には、江坂を中心とした産業集積があり、市全体の53.9%の事業所が立地していること。また、江坂、南吹田、御旅町、岸部南等の神崎川沿いが、機械金属や化学関連等の製造業の集積地帯であることです。

この地域は近隣商業地域にも多くの事業所があり、今後も事業者の進出が見込まれます。また、立地条例制定後、近隣商業地域への事業者の進出予定があるため、拡充すべきと判断しました。